

状態監視に基づく予防保全システム及び 検査方式の見直しに関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編，高速船規則及び機関予防保全設備規則

鋼船規則検査要領 B 編，高速船規則検査要領及び機関予防保全設備規則検査要領
（日本籍船舶用）

改正理由

機関予防保全設備（以下、「PMM」という。）とは，主推進機関及び補機の状態監視診断を行うためのシステム及び予備品の管理を含む，保守点検作業等の保全管理を行うためのシステムを有機的に結合して機関の総合的な予防保全を行うための設備である。1994 年に制定された機関予防保全設備規則に基づき，PMM の設備符号を取得した船舶は全てタービン船であった。

また，機関計画保全検査（以下、「PMS」という。）については，2006 年 1 月に鋼船規則 B 編一部改正により，状態監視装置が備え付けられ，異常が認められない場合に限り，開放検査間隔の延長が認められるようになった。このため，定期的な状態監視及び診断に基づいて機関等の保守管理を行う機関予防保全検査（以下，「PMMS」という。）と PMS の規定の一部が重複することとなった。

今般，PMM に関連する現状の技術及びシステム等を考慮し，ディーゼル船への適用拡大も視野に入れて，PMM の関連規定を改めると共に，PMS に PMMS を整理統合し，PMMS を削除した。

改正内容

- (1) 現状の技術及びシステムを考慮し，状態監視診断機能を見直し，PMM の関連規定を改めた。
- (2) PMMS を削除した。
- (3) PMMS の検査規定を PMS に統合し，関連規定を改めた。